

第 3 回 上 島 合 併 協 議 会

会 議 資 料

日 時：平成15年3月7日（金）午後1時20分から
場 所：岩城村生活文化センター 1階大集会場

第3回上島合併協議会会次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

(1) 協議会会議録署名人の選任について

(2) 報告事項

事務局報告

幹事会報告

報告第1号 新町将来構想策定小委員会の報告について

報告第2号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会の報告について

(3) 議決事項

議案第6号 平成14年度補正予算（第1号）について

議案第7号 平成15年度事業計画について

議案第8号 平成15年度当初予算について

(4) 協議事項

協議項目第8号 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

4. その他

5. 閉 会

目 次

報告事項

1. 事務局報告
2. 幹事会報告
3. 報告第1号 新町将来構想策定小委員会の報告について …… 1ページ
4. 報告第2号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会の
報告について …… 5ページ

議決事項

1. 議案第6号 平成14年度補正予算（第1号）について ……14ページ
2. 議案第7号 平成15年度事業計画について ……23ページ
3. 議案第8号 平成15年度当初予算について ……24ページ

協議事項

1. 協議項目第8号 町村議会議員の定数及び任期の取扱い
について ……33ページ

その他

報告第1号

新町将来構想策定小委員会の報告について

新町将来構想策定小委員会の会議結果を別紙のとおり報告する。

平成15年3月7日

上島合併協議会長 木 下 良 一

新町将来構想策定小委員会 第4回 報告書

開催日時:平成14年12月20日(金)午前9時10分から

開催場所:弓削町総合庁舎

傍聴者:0名

1. 新町将来構想の素案について

事務局から現段階での考え方を説明

- ・各町村ごとの課題を具体的に記述してほしいとの要望あり。
- ・町村の記述に不公平がないように注意して記載してほしいとの要望あり。
- ・構成等については、現行どおり進める。

2. 住民アンケートの実施方法について

事務局からアンケートの手法について提案。

- ・対象者:18歳以上の全数調査
- ・配布・回収方法:町村の実情に合わせて一月中に実施
- ・内容文:委員会での指摘箇所を修正し、委員確認の上、印刷する。

3. 住民との意見交換会について

事務局から実施要領について提案

(1)実施方法

- ・新町将来構想策定小委員会の行事の一環として実施する。
- ・町村を単位とし、各町村1回、20名程度で実施する。
- ・小委員会委員も参加する。
- ・ワークショップ形式の意見交換会とする。

アンケート実施結果及び意見交換会の結果について

(Ⅰ) 新しいまちの将来構想策定のためのアンケート調査実施概要

1. 調査目的

- ・ 合併を想定した場合の、まちづくりの意向調査
- ・ 合併論議が進みつつあることを広く住民に周知する。

2. 調査対象

平成14年4月1日現在で4ヶ町村の18歳以上の個人全数

3. 配布・回収計画

- ・ 各町村の実情に合わせて調査員にお願いし、配布・回収を実施

4. 調査時期

- ・ 調査票発送時期： 1月17日4ヶ町村発送
- ・ 調査票提出時期： 2月10日締め切り

5. 集計分析

- (1) 第1次集計(単純集計) 2月中に集計
- (2) 第2次集計(自由記載集計分析) 3月中旬までに集計

6. 調査票及び設問内容

- (1) 調査のお願い及び記入上の注意
- (2) アンケート調査票

- ①属性調査
- ②合併を想定したまちづくりについて
- ③自由意見

7. 配布・回収等の状況

町村名	配布者(人)	回収者(人)	回収率(%)
弓 削 町	3, 0 1 9	2, 9 4 1	97. 4 2
生 名 村	1, 8 6 1	1, 6 6 6	89. 5 2
岩 城 村	1, 7 5 0	1, 7 1 2	97. 8 3
魚 島 村	2 8 3	2 7 4	96. 8 2
合 計	6, 9 1 3	6, 5 9 3	95. 3 7

※弓削商船寮・生名村「海光園」入居者は、直接学校、施設へお願いした。

(Ⅱ) 住民との意見交換会の実施結果について

1. 実施方法

- ・新町将来構想策定小委員会の行事の一環として実施した。
- ・町村を単位とし、各町村1回実施した。
- ・ワークショップ形式の意見交換会とした。

2. 参加者募集手段

- ・各町村に各種団体及び一般者からの推薦をいただいた。

3. 実施時期

町 村 名	開 催 日 時	開 催 場 所	参加人数
岩 城 村	1月28日(火) 午後7時00分	岩城村生活文化センター	24名
生 名 村	1月29日(水) 午後7時00分	生名島開発総合センター	21名
魚 島 村	1月30日(木) 午後3時00分	魚島村開発センター	16名
弓 削 町	1月30日(木) 午後7時30分	弓削町総合庁舎	21名

4. 意見交換内容等

[4ヶ町村共通の問題点]

医療・福祉 ・救急医療体制が不十分
 ・福祉設備の不備・人材の不足

教育・文化 ・若年層人口流出による学校環境の悪化
 ・地域行事の担い手・参加者の減少

産業・観光 ・交通の利便性が悪い(便数が少ない、料金が高い等)
 ・宣伝不足(目玉商品、観光スポット等がない)

報告第2号

新町の名称・事務所の位置検討小委員会の報告について

新町の名称・事務所の位置検討小委員会の会議結果を別紙のとおり報告する。

平成15年3月7日

上島合併協議会長 木 下 良 一

上島合併協議会 新町の名称・事務所の位置検討小委員会活動経過

区 分	開催日時	開催場所	備 考
小委員会の設置	H14. 8. 20	弓削町総合庁舎	第1回協議会 小委員会規程制定
第1回小委員会	H14. 11. 25 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	正副委員長選出 名称・事務所につ いて
第2回小委員会	H14. 12. 11 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	名称・事務所につ いて
第3回小委員会	H14. 12. 24 午前9時10分から	弓削町総合庁舎	名称・事務所につ いて
第4回小委員会	H15. 1. 14 午前9時10分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第5回小委員会	H15. 1. 23 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第6回小委員会	H15. 2. 6 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第7回小委員会	H15. 2. 28 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	事務所について

新町の名称・事務所の位置検討小委員会 報告書

第1回小委員会

開催日時：平成14年11月25日（月）午後2時10分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：1名

1. 委員長、副委員長の選任

（1）委員長 越智貴美夫（弓削町議会議長）

（2）副委員長 原山公男（生名村議会議長）

新川 健（岩城村議会議長）職務代理者

泉原光雄（魚島村議会議長）

2. 新町の名称候補の公募方法について

公募の範囲、方法、内容等について協議した。

3. 新町の事務所について

新事務所の位置、建物、組織機構について協議した。

第2回小委員会

開催日時：平成14年12月11日（水）午後2時10分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：1名

1. 新町の名称候補の公募方法について

公募範囲、方法、期間等について協議した。

委員から公募期間について、町村外への広報発送と関連させてはどうかという意見があった。

2. 新町の名称候補選定基準について

選定基準、選定方法等について協議した。

3. 現在の情報通信基盤の整備状況について

各役場内の回線と出先機関との通信回線の整備状況について確認した。

4. 各町村間の情報通信基盤整備について

各町村間の電算システムの統合における情報通信基盤整備について確認した。

第3回小委員会

開催日時：平成14年12月24日（火）午前9時10分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：3名

1. 新町の事務所の位置について

各庁舎の施設規模、職員数等の状況について確認した。

委員から本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）の職員数について具体的な数字を求められる。

また、次回の小委員会において具体的な町村名を挙げた各委員の意見を伺うことを確認した。

2. 新町の名称候補の公募方法について

公募期間について協議した。

第4回小委員会

開催日時：平成15年1月14日（火）午前9時10分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：3名

1. 現行組織からの増員又は減員部門について

現行組織から比較すると一部を除く業務において減員が見込まれ、そのほとんどが本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）部門に再編されることを確認した。

2. 本庁の職員数について

事務局が試算した検討作業用資料に基づき協議を行った。

委員からこの資料はまるで本庁方式だと言う意見があり資料の削除を求められるが、一部表現を修正することで合意した。

3. 本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置について

各町村の1名が代表して意見を述べた。

各町村の意向は次のとおり

弓 削 町	本庁は弓削町に置くことが適当
生 名 村	本庁は生名村に置くことが適当
岩 城 村	本庁は岩城村に置くことが適当
魚 島 村	本庁は魚島村に置くことが適当

第5回小委員会

開催日時：平成15年1月23日（木）午後2時10分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：3名

1. 本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）について

各町村が本庁となった場合のメリットについて、あらかじめ提出していた資料をもとに協議したが結論は出ず、次回も引き続き協議することとした。

委員から総合行政ネットワーク事業からみた協議日程のタイムリミットの提示を求められる。

第6回小委員会

開催日時：平成15年2月6日（木）午後2時10分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：3名

1. 本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）について

総合行政ネットワーク事業等（電算関係含む）の申請及び協議の熟成度により、次回を2月末に開催して結論を出すこととした。

なお、架橋に関する情報が得られればその間において随時開催することとした。

委員からの意見

- ・ 上島架橋の動向を参考にしながら考える必要があるのでは？
- ・ 2ヶ町村に絞って最終的に決めてはどうか。
- ・ 許せる範囲内で時間をかけて慎重審議すべきでは？
- ・ 協議会での最終的な確認事項に「一極集中を避ける」「本庁方式に移行するときは再度検討する」ということ付記してほしい。

第7回小委員会

開催日時：平成15年2月28日（金）午後2時10分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：2名

（1）本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置について

いろいろ協議するものの結論が出ないため、委員長、副委員長（各議会議長）が別室に寄り今後の方針等を話し合ったが、引き続き検討していくことになった。

委員からの意見

- ・ 各町村におけるメリットについて人口、工業生産等のデータを示し検討してはどうか？
- ・ 4ヶ町村が均衡した発展を遂げるため公的機関の分散化についても協議するべきでは？

新町の名称候補の公募方法について（案）

（１）範 囲

４ヶ町村在住者、出身者及び通勤、通学者とする。

（２）応募方法

はがき又は専用応募用紙とする。

専用応募用紙は、料金受取人払い（協議会負担）とし、各世帯１枚配布する。学校については、事務局で配布する。

また、各役場に用紙と専用投函箱を設置する。

（３）周知方法

協議会だより、協議会のホームページ、その他（各町村における周知方法）にて行う。

（４）公募期間

**新町将来構想ダイジェスト版を全戸配布（４月中）した後、公募する。
公募期間は約２ヶ月程度とする。**

(5) 記載内容

新町の名称（ふりがな）、名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号
その他（出身町村名、勤務先、学校等かわりの理由）

⑨ 専用応募用紙の裏面イメージ

新町の名称	
ふ り が な	
名称の理由	
住 所 〒	—
氏 名	
年 齢	
電話番号	— —
勤 務 先 (通学先)	
上記で、現住所が4ヶ町村外の方はそのかわりを 記入してください。 例) ○○町村出身者である。 ○○会社勤務者である。 ○○町村に住んでいたことがある。	

(6) 応募条件

既存の市町村名にない名前（現4ヶ町村名も含む）
小学生以上とし、1人1点とする。

(7) 選定方法

小委員会委員が5作品以内を選考し、協議会に諮る。

(8) 懸賞

賞及び懸賞	金 額
・名付け親大賞 1名 3万円分全国共通商品券 (決定された名称への応募者の中から1名を大賞とする。) ・名付け親賞 3名 4ヶ町村特産品詰め合わせ (1万円相当分) (決定された名称への応募者の中から数名を親賞とする。) ⑧ 弓削町―海苔 生名村―杜仲茶 岩城村―レモン、芋菓子 魚島村―海苔、デベラ	6万円

(9) 表彰式

「名付け親大賞」1名を新町発足のセレモニーに招聘し表彰する。
「名付け親賞」については、商品の発送をもってかえる。

(10) その他

・作品ごとの応募数については、選考の際の参考に留める。

- ・賞の決定については抽選とする。

平成14年度 上島合併協議会補正予算（第1号）

1. 補正予算総則
 2. 歳入歳出予算補正
 3. 補正予算に関する説明書
- （1）歳入歳出補正予算事項別明細書

平成14年度 上島合併協議会補正予算（第1号）

平成14年度上島合併協議会の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,430千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,470千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年3月7日提出

上島合併協議会
会 長 木 下 良 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 負担金		14,000	△ 5,000	9,000
	1 負担金	14,000	△ 5,000	9,000
2 県支出金		2,930	△ 1,430	1,500
	2 県補助金	2,930	△ 1,430	1,500
4 諸収入		1,969	4,000	5,969
	2 雑入	1,969	4,000	5,969
歳入合計		18,900	△ 2,430	16,470

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 運営費		4,207	△ 751	3,456
	2 事務費	4,207	△ 751	3,456
2 事業費		12,168	△ 1,679	10,489
	1 事業推進費	11,690	△ 1,544	10,146
	2 調査研究費	478	△ 135	343
歳出合計		18,900	△ 2,430	16,470

補正予算に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

- (1) 総 括
- (2) 歳 入
- (3) 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
1 負 担 金	14,000	△ 5,000	9,000
2 県支出金	2,930	△ 1,430	1,500
4 諸 収 入	1,970	4,000	5,970
歳 入 合 計	18,900	△ 2,430	16,470

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国県支出金	その他特財	
1 運 営 費	6,624	△ 751	5,873	△1,000	0	249
2 事 業 費	12,168	△ 1,679	10,489	△ 430	△1,000	△ 249
歳 出 合 計	18,900	△ 2,430	16,470	△1,430	△1,000	0

2. 歳入

(1款) 負担金

(1項) 負担金

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	14,000	△ 5,000	9,000	1 負担金	△ 5,000	合併準備補助金（生名村分）
計	14,000	△ 5,000	9,000			

(2款) 県支出金

(1項) 県補助金

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 県支出金	2,930	△ 1,430	1,500	2 県補助金	△ 1,430	合併協議会運営費補助金
計	2,930	△ 1,430	1,500			

(4款) 諸収入

(2項) 雑入

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1,969	4,000	5,969	1 雑入	4,000	国土交通省所管「市町村合併による広域的なまちづくり推進事業」
計	1,969	4,000	5,969			

3. 歳 出

(1 款) 運営費
(1 項) 会議費

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他特財				
1 会議費	2,417	0	2,417	△ 249		249			
計	2,417	0	2,417	△ 249	0	249			

(1 款) 運営費
(2 項) 事務費

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他特財				
1 事務費	4,207	△ 751	3,456	△ 751	0	0	3 職員手 当等	△ 751	管理職特別勤務手 当・時間外勤務手当
計	4,207	△ 751	3,456	△ 751	0	0			

(2款) 事業費

(1項) 事業推進費

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他特財				
1 事業推進費	11,690	△ 1,544	10,146	△ 430	△ 1,000	△ 114	1 3 委託料	△ 1,544	将来構想策定業務委託、事務事業一元化支援業務、新町例規策定業務
計	11,690	△ 1,544	10,146	△ 430	△ 1,000	△ 114			

(2款) 事業費

(2項) 調査研究費

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他特財				
1 調査研究費	478	△ 135	343	0	0	△ 135	1 4 使 用 料 及 び 賃 借 料	△ 135	船舶借上料等
計	478	△ 135	343	0	0	△ 135			

平成14年度 上島合併協議会予算 流用報告

【期 日】 平成14年12月24日

(単位：円)

区 分	予算減少科目	予算増加科目	説 明
款・項・目・節	1. 2. 1. 18 事務費備品購入費	1. 2. 1. 12 事務費役務費	郵便・電話代及び出張に伴う公用車使用（船代・橋代）による増加のため
流用前の予算残額	236,300	10,296	
流 用 額	100,000	100,000	
流用後の予算残額	136,300	110,296	

【期 日】 平成15年2月3日

(単位：円)

区 分	予算減少科目	予算増加科目	説 明
款・項・目・節	2. 1. 1. 13 事業推進費委託料	2. 1. 1. 8 事業推進費報償費	新町将来構想策定に伴うアンケート調査及びワークショップの実施による
流用前の予算残額	9,450,000	0	
流 用 額	900,000	900,000	
流用後の予算残額	8,550,000	900,000	

議案第7号

平成15年度上島合併協議会事業計画について

上島合併協議会の平成15年度事業計画を次のとおり定める。

平成15年3月7日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

平成15年度 事業計画

(1) 合併協定項目の協議

- 協議会、小委員会、幹事会及び専門部会等の開催
- 事務事業一元化の実施

(2) 新町建設計画の策定

- 協議会、小委員会の開催

(3) 情報の提供

- 協議会だより、ホームページによる情報の提供

(4) その他

- 先例地等の資料・情報の収集及び調査・研究

平成15年度 上島合併協議会予算

1. 予算総則
2. 歳入歳出予算
3. 予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出予算事項別明細書

平成15年度 上島合併協議会予算

平成15年度上島合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成15年3月7日提出

上島合併協議会
会長 木下良一

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 負担金		14,000
	1 負担金	14,000
2 県支出金		4,000
	1 県補助金	4,000
3 繰越金		1,998
	1 繰越金	1,998
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		20,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運営費		9,307
	1 会議費	3,769
	2 事務費	5,538
2 事業費		10,645
	1 事業推進費	10,606
	2 調査研究費	39
3 予備費		48
	1 予備費	48
歳出合計		20,000

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 負 担 金	14,000	9,000	5,000
2 県 支 出 金	4,000	1,500	2,500
3 繰 越 金	1,998	0	1,998
4 諸 収 入	2	5,970	△ 5,968
歳 入 合 計	20,000	16,470	3,530

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	そ の 他	
1 運 営 費	9,307	5,873	3,434	4,000	0	5,307
2 事 業 費	10,645	10,489	156	0	10,000	645
3 予 備 費	48	108	△ 60	0	0	48
歳 出 合 計	20,000	16,470	3,530	4,000	10,000	6,000

2. 歳 入

1 款 負担金

1項 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	14,000	9,000	5,000	1 負担金	14,000	4ヶ町村負担金（各町村持出し分） 1,000× 4ヶ町村 =4,000 合併準備補助金分 5,000× 2ヶ町村 =10,000
計	14,000	9,000	5,000		14,000	

2 款 県支出金

1項 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 県補助金	4,000	1,500	2,500	1 県補助金	4,000	合併協議会運営費補助金
計	4,000	1,500	2,500		4,000	

3 款 繰越金

1項 繰越金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1,998	0	1,998	1 前年度繰越金	1,998	
計	1,998	0	1,998		1,998	

4款 諸収入

1項 預金利子

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	
計	1	1	0		1	

2項 雑入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	1	5,969	△ 5,968	1 雑入	1	
計	1	5,969	△ 5,968		1	

3. 歳出

1 款 運営費 1 項 会議費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他				
1 会議費	3,769	2,417	1,352	1,800	0	1,969	1 報酬	2,062	協議会委員等報酬
							9 旅費	1,030	費用弁償
							1 1 需用費	490	消耗品費 410 食糧費 80
							1 2 役務費	120	通信運搬費
							1 4 使用料及び賃借料	67	船舶借上料等
計	3,769	2,417	1,352	1,800	0	1,969		3,769	

2 項 事務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他				
1 事務費	5,538	3,456	2,082	2,200	0	3,338	3 職員手当	1,940	特別勤務手当 120 時間外勤務手当 1,568 期末手当 228 通勤手当 24
							4 共済費	255	臨時職員保険料
							7 賃金	1,593	臨時職員賃金
							9 旅費	288	普通旅費
							1 1 需用費	800	消耗品費
							1 2 役務費	300	通信運搬費
							1 3 委託料	265	ホームページ運営・管理委託料
							1 4 使用料及び賃借料	56	ＯＡ機器借上料
							1 8 備品購入費	31	庁用器具費
							1 9 負担金及び交付金	10	会議負担金等
計	5,538	3,456	2,082	2,200	0	3,338		5,538	

2 款 事業費

1 項 事業推進費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳		一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源			区 分	金 額		
				国県支出金	その他					
1 事業推進費	10,606	10,146	460	0	10,000	606	9 旅費	134	普通旅費	
							1 1 需用費	1,935	消耗品費	200
							1 2 役務費	162	印刷製本費	1,735
							1 3 委託料	8,375	通信運搬費	
									新町建設計画策定	3,500
									事務事業一元化業務	840
									新町例規策定業務	4,035
計	10,606	10,146	460	0	10,000	606		10,606		

2 項 調査研究費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳		一般財源	節		説 明
				特 定 財 源			区 分	金 額	
				国県支出金	その他				
1 調査研究費	39	343	△ 304	0	0	39	9 旅費	17	普通旅費
							1 1 需用費	10	消耗品費
							1 2 役務費	12	通信運搬費
計	39	343	△ 304	0	0	39		39	

3 款 予備費

1 項 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳		節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	その他				
1 予備費	48	108	△ 60	0	0	48		48	
計	48	108	△ 60	0	0	48		48	

協議項目第 8 号

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 15 年 3 月 7 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて
合併特例法は適用しない。 なお、選挙区を設けることについては検討する。

平成 年 月 日確認

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

◎平成14年8月20日第1回協議会で確認

合併特例法は適用しない。なお、選挙区を設けることについては検討する。

【協議事項】

1. 新町の議会議員の定数について

地方自治法第91条の規定により、18人を超えない範囲で定める。

参 考

地方自治法第91条

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一号、二号省略

三 人口5千以上1万未満の町村 18人

四号から6項まで省略

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

2. 選挙区を設けるかどうか

公職選挙法第15条第6項の規定により、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。

(案1) 選挙区を設ける。

(案2) 選挙区は設けない。

3. 選挙区を設けるとした場合、設置選挙のみか、継続か。

(案1) 設置選挙のみ。

(案2) 設置選挙以降も継続。

※ 案1、案2いずれにしても、継続、廃止については、新町において検討することができる。

4. 選挙区をどういうふうに設けるのか(旧町村単位等)

(案1) 旧町村単位で選挙区を設ける。

弓削選挙区、生名選挙区、岩城選挙区、魚島選挙区

(案2) 選挙区、選挙区

例) 魚島選挙区だけ等

5. 選挙区ごとの定数は

公職選挙法第15条第8項

・旧町村単位とした場合

選挙区名	国勢調査人口	議員一人当たり人口	議員数	備考
弓削選挙区	3, 8 5 8人	4 7 8人	8人	8. 0 7 1
生名選挙区	2, 1 2 4人	4 7 8人	4人	4. 4 4 4
岩城選挙区	2, 2 8 9人	4 7 8人	5人	4. 7 8 9
魚島選挙区	3 3 4人	4 7 8人	1人	0. 6 9 9
計	8, 6 0 5人		1 8人	

(参考) 公職選挙法第15条第8項ただし書き、

『ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。』

※ この規定は、設置選挙のみしか適用できない。

参 考

公職選挙法

第15条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第250条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。
- 7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

公職選挙法施行令

（人口に比例しない議員の定数）

- 第9条 市町の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

実例・判例

- ・選挙に比例する各選挙区別定数は、国勢調査の結果公表された人口に基づき、議員一人当りの人口数を求め、各選挙区の人口数を議員一人当りの人口で除して得た数によって定めるべきである。（昭和37年11月30日）
- ・公職選挙法第15条第7項（現行第8項）の規定により、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して算出することとされているが、その算出にあたっては、議員定数配当基数を計算し、計算により端数が生じたときは、端数切り上げで得た数が議員定数に達するまで端数の数の大きい順に切り上げる取扱いとすべきである。（昭和39年8月26日）
- ・公職選挙法15条7項（現行は8項。以下同じ。）は、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と規定しており、地方公共団体の議会は、定数配分を定めるに当り、同項ただし書きの規定を適用し、人口比例により算出される数に地域間の均衡を考慮した修正を加えて選挙区別の定数を決定する裁量権を有することが明らかである。そして、いかなる事情の存するときに右の修正を加えるべきか、また、どの程度の修正を加えるべきかについて客観的基準が存するものでもないので、定数配分規定が公選法15条7項の規定に適合するかどうかについては、地方公共団体の議会の具体的に定めるところがその裁量権の

合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。

以下省略 (昭和60年10月31日)

・「人口に比例しないで」定め得る期間(昭和33年12月25日)

問 公職選挙法施行令第9条の規定は、新設合併の場合においては、設置選挙(その再選挙及び補欠選挙を含む)に限って適用すべきものと解されており又法の趣旨からも第2回以後の一般選挙は人口に比例しない議員の定数のまま執行することはできないと解するが如何。

答 お見込のとおり